

令和6年5月29日

保護者の皆様へ

下関市立養治小学校

校長 船木 美弘

「家族でやま学の日」について

向夏の候、保護者の皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動に、御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、山口県では、令和6年度から「こどもや子育てにやさしい休み方改革」の一環として、県内の公立学校（小・中学校、高等学校、特別支援学校）に通う子どもたちが、休業日以外でも、家族とともに、校外で体験や探究の学び・活動を行うことができる「家族でやま学の日」を導入し、休暇を家族で過ごせる仕組みを構築することとしています。

つきましては、下関市においても令和6年6月1日から下記のとおり活用できることとなりますので、詳細については、別添【「家族でやま学の日」活用の手引き】をご覧ください、必要に応じて御活用ください。

記

1 「家族でやま学の日」とは

県内の公立学校に通う子どもたちが、休業日以外でも、家族とともに、校外で体験や探究の学び・活動を考え、企画し、実行することができる日のことです。

2 活用について

(1) 保護者が事前に校長に申請し、承認を得ることで、年間3日まで活用できることとします。活用する際は、申請書を、原則として取得予定日の1週間前までに学校（担任）に御提出ください。

(2) 兄弟、姉妹の届け出については、連名で申請をします。

(3) 申請後、学校より校長の承認を受けた申請書の写しを受け取ります。

(4) 活用できない日については、別添【「家族でやま学の日」活用の手引き】で御確認ください。

(5) 活用日については、「欠席」扱いとはせず、「出席停止・忌引等」の扱いとなります。

(6) 活用に伴い受けられなかった授業の学習内容は、家庭学習で補っていただきますようお願いいたします。

3 令和6年度活用可能期間 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで



【問い合わせ】下関市立養治小学校

教頭 井村 晃治

電話 223-2358

← 学校ホームページ「養治小日記 ※PC版」に關係文書や取得申請書のデータがあります。